特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項」に改める。

第二百十八条第一項第四号中「株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第二十二条及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年八月十六日から施行する。

○経済産業省令第四十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第五項、第二十条の五第一項、第三十五条第四項、第五十八条の十二第二項、第五十八条の十八、第五十八条の三十の二第一項、第五十八条の三十の三第一項、第五十八条の三十一第一項、第五十八条の三十二第一項、第五十八条の三十四及び第五十九条の二十の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

容器保安規則等の一部を改正する省令

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の四中「空気」の下に「又は一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十九条第一項第四号に定めるガス」を加える。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項に次の一号を加える。

四　スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の九十八パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の二十一パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）

別表第一第七項第五号及び別表第三第三項第十六号下欄中「巻尺その他の測定器具を用いた測定」を「目視」に改め、「又は図面」の下に「その他の書面」を加え、ただし書を削る。

（高圧ガス保安協会規則の一部改正）

第三条　高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ及び第二号イ中「又は高等専門学校」を「若しくは高等専門学校」に、「又は工学」を「若しくは工学」に、「又は助教授」を「若しくは准教授」に改める。

（高圧ガス保安協会の一部改正）

第四条　高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第五条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号イ及び第二号イ中「又は高等専門学校」を「若しくは高等専門学校」に、「又は工学」を「若しくは工学」に、「又は助教授」を「若しくは准教授」に改める。

第十三条第一項第一号中「で準用する冷凍保安規則第二十一条第一項」を「において準用する同令第二十一条」に改め、同項第二号中「で準用する液化石油ガス保安規則第三十二条第一項」を「において準用する同令第三十二条」に改め、同項第三号中「で準用する一般高圧ガス保安規則第三十一条第一項」を「において準用する同令第三十一条」に改め、同項第四号中「で準用するコンビナート等保安規則第十五条第一項」を「において準用する同令第十五条」に改める。

第十四条第四号イ及び第二十三条の二第二項第四号イ中「又は」を「の氏名及び略歴並びに」に改め、「及び略歴」を削り、「並びにその構成割合を記載した書面」を「及び構成割合」に改める。

第二十四条第一項第一号中「で規定する」を「において準用する同令第四十条第二項から第四項までに規定する」に改め、同項第二号中「で規定する」を「において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する」に改め、同項第三号中「で規定する」を「において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する」に改め、同項第四号中「で規定する」を「において準用する同令第三十四条第二項から第四項までに規定する」に改める。

第二十五条第四号イ、第三十六条第四号イ、第四十七条第四号イ、第五十七条第四号イ及び第六十六条の三第四号イ中「又は」を「の氏名及び略歴並びに」に改め、「及び略歴」を削り、「並びにその構成割合を記載した書面」を「及び構成割合」に改める。

様式第十一及び様式第十六中「又は業務の範囲」を「及び業務の範囲（業務の範囲が限定される場合に限る。）」に改める。

様式第二十一、様式第二十六及び様式第三十五の二中「範囲」を「業務の範囲（業務の範囲が限定される場合に限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年九月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定によりこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第三十九条第一項第四号に定めるガスを充てんするアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器になされている刻印は、当該容器の外面にその旨の表示（記号　ＳＣＵＢＡ）を明示した場合は、平成二十二年十二月三十一日（当該日において容器検査合格月又は容器再検査合格月の前月の末日から起算して一年一月を経過していない容器にあつては、一年一月を経過した日）までの間は、容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第四十五条第一項又は第四十九条第三項の規定によりなされた刻印とみなす。

第三条　この省令の施行前にこの省令による改正前の高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第十四条、第二十三条の二、第二十五条、第三十六条、第四十七条、第五十七条及び第六十六条の三の規定による指定の申請については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年八月十六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二一―〇―四

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

第七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　交流派遣予定職員（交流派遣をしようとする日前二年以内に指定職俸給表の適用を受ける職員、検事総長、次長検事、検事長若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事又は特定独立行政法人の職員であつてその職務と責任が指定職俸給表の適用を受ける職員に相当するものとして人事院が定めるものであつた職員に限る。）に係る当該交流派遣予定職員を交流派遣の期間の満了により職務に復帰した後継続して勤務させ、及び当該交流派遣予定職員の交流派遣による経験等を生かすための当該交流派遣予定職員の配置その他の人事等に関する方針

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づき、人事院規則二一―一（交流基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年八月十六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二一―一―四

人事院規則二一―一（交流基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―一（交流基準）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「警察庁を」を「国際平和協力本部、日本学術会議、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、原子力安全・保安院、国土地理院及び海難審判所を」に、「及び警察庁」を「、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、原子力安全・保安院、国土地理院及び海難審判所」に改め、同項に次の三号を加える。